

平成30年度第12回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成31年3月8日(金)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(12名)

1番	清 宮 正	3番	鈴 木 孝 徳
4番	石 渡 文 久	5番	三 須 健 行
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
14番	眞 野 文 雄	15番	三 門 増 雄 (議長)

4 欠席委員(2名)

2番	渡 貫 茂	13番	木 内 正 夫
----	-------	-----	---------

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	平成30年度第12次農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第6号	農地の賃借料情報の提供(案)について
議案第7号	平成31年度農作業雇用賃金等標準額(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	湯 浅 明 弘
主査補	高 橋 成 治
主査補	相 川 正 巳
主任主事	西 山 壮 大

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より、平成30年度第12回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会でございますが、4月8日（月）に開催を予定しております。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

欠席されている綿貫茂委員ですが、先月、局長と見舞いに行ったのですが、大分元気になっていました。今後についても色々話をしたのですが、まだ、総会に出席するのは無理なような状態ですが、書面議決で、参加していくような形となりました。千葉県農業会議にも確認をしております。昨日に、局長と相川さんに行ってもらい、議案の説明をしてもらい、賛同をしていただきました。しばらくは、書面議決で、行わせていただきますが、皆様にもご理解を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。皆さんも、怪我には、くれぐれも、気をつけてください。それでは、本日も慎重なるご審議をお願いします。会議を始めます。

只今の出席委員は12名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成30年度第12回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。議席番号、4番「石渡 文久委員」議席番号5番「三須 健行委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成30年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第6号 農地の賃借料情報の提供（案）について

議案第7号 平成31年度農作業雇用賃金等標準額（案）について

以上、7議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項～第4項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

表の第5項及び第6項につきましては、権利者、義務者とも双方の耕作に都合が良いため交換により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項及び第2項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号14番、眞野です。

議案第1号第1項及び第2項の調査報告をいたします。

第1項については、権利者の■■さんは、既に申請地を耕作しており、近隣も耕作しています。今回、地主より、購入してほしい旨の相談があり、自宅からも近く、耕作に便利なので、購入する事となったそうです。

続きまして、議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■さんは、申請地の近隣を耕作しており、また、自宅からも近く、耕作に便利のため購入する事となったそうです。

両案件とも、問題無いものと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

以上です。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項及び第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項及び第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査について、清宮委員より報告をお願いいたします。

———（清宮委員報告）———

○清宮委員 議席番号1番、清宮です。

議案第1号第3項の調査報告をいたします。権利者の■■■■は、申請地の近隣を耕作しており、今回、地主より、購入してほしい旨の相談があり、自宅からも近く、耕作に便利なので、購入する事となったそうです。

問題等無いものと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、清宮委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項の実態調査について、兼坂委員より報告をお願いいたします。

———（兼坂委員報告）———

○兼坂委員 議席番号12番、兼坂です。

議案第1号第4項の調査報告をいたします。権利者の■■さんは、申請地の隣接地や近隣を耕作しており、今回、地主より、購入してほしい旨の相談があり、自宅からも近く、耕作に便利のため、購入する事となったそうです。

問題等無いものと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、兼坂委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第4項は、許可と決しました。

続きまして、第5項及び第6項の実態調査について、石田委員より報告をお願いいたします。

———（石田委員報告）———

○石田委員 議席番号10番、石田です。議案第1号第5項及び第6項の調査報告をいたします。

双方耕作上都合が良いという事で、兼ねてより、話し合いがされておりました。そして、お互いに交換しようという、話し合いがついたので、申請されたものです。問題ないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、石田委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 交換の面積が違いますが、その辺、お金のやり取り等あるのですか。

○議長 石田委員

○石田委員 片方が約1,100㎡、もう片方が約700㎡ですが、双方に聞いてみたところ、金銭のやり取りは無いとの事です。片方は自宅から近く、もう片方は所有地の隣接ということで耕作に便利のため、という事なので、問題はないと思います。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かございますか。椎名委員

○椎名委員 議席番号11番椎名です。議案の方、記入の間違いだと思うのですが、権利者、義務者の耕作面積が同じになっていますが。

○議長 事務局長

○事務局長 資料の訂正をお願いします。只今、椎名委員からご指摘がありました。第5項及び第6項ですが、■■さんの交換面積と■■さんの交換面積が、0.29と0.53が■■さんの面積となります。0.40と12.30が■■さんの面積となります。訂正をお願いします。以上です。

○議長 椎名委員よろしいですか。

○椎名委員 はい。

○議長 他に何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第5項及び第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第5項及び第6項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項は、■■■■が、専用住宅建設用地として、■■■■の畑、370㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、10ヘクタール規模の団地性のある畑で、第1種農地と思われれます。

原則、第1種農地は、転用は出来ませんが、専用住宅用地であれば、例外的に認

められるものでございます。

計画としましては、建築面積70.8㎡の木造2階建ての専用住宅を建築するもので、雨水については、雨水浸透枳を設け、上水道は井戸水を利用、生活用雑排水については、合併浄化槽により処理するものでございます。

続きまして、第2項は■■■■が、農家住宅建設用地として、■■■の畑、805.35㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、10ヘクタール規模の団地性のある畑で、第1種農地と思われま

す。原則、第1種農地は、転用は出来ませんが、農家住宅用地であれば、例外的に認められるものでございます。

計画としましては、建築面積196.59㎡の木造平屋建ての農家住宅を建築するもので、雨水については、雨水浸透枳を設け、上水道は井戸水を利用、生活用雑排水については、合併浄化槽により処理するものでございます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありました。議案第2号については申請人を呼んであります。

それでは、第1項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■さんの申請の代理を受けています。■■■■の■■と申します。よろしく申し上げます。佐倉市の■■■■、調整区域なんです。そこに専用住宅を計画しています。上下水道がないので、上水は井戸から取水します。生活用雑排水については、合併浄化槽を利用します。雨水については、宅内浸透枳により処理をいたします。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。確認なんですが、この専用住宅は、都市計画法上、農家分家住宅なんでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 農家分家ではなく、専用住宅となります。

○議長 長澤委員、よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。連単で建てられるのは、10年位前で、条例が変わってからは建てられないのでは、今でも建てられるのですか。

○議長 事務局

○事務局 詳細については、解りませんが、開発関係の事前協議は済んでおりますので、間違いはないと思います。

○議長 鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他に何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、第2項について、石田委員より報告をお願いいたします。

———（石田委員報告）———

○石田委員 議席番号10番、石田です。議案第2号第2項の調査報告をいたします。

申請者の■■さんは、申請地の隣接の土地に住んでいます。

しかしながら、山林の中に家が建っている状態で、日当たりが悪く、非常に環境が悪い状態でございます。そのため、日当たりの良い、隣接の、所有している畑に、建て替えをするもので、ございます。

問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長 ただいま、石田委員より報告がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

事を聞いております。周辺の住人の方には説明をされていますか？

○議長 申請人

○申請人 隣接の農地の地主には説明をさせていただきました。車両置場なので、ここで修理をしたりする事はありません。車両を置くだけなので、騒音等はないと思います。工事をする際は、重機を使いますので、その際は、ご説明はさせていただきます。隣接農地の方は、荒れているよりは良いと言ってくれ、また、家の土地も買ってくれと言われました。

○議長 眞野委員

○眞野委員 住民が少ないのですが、どういう風に車両を侵入させるのか、何台位停めるのか、隣接の住民の方は、隣接で行われる訳ですから、何かあったらと心配になると思います、その辺はどうでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 前に許可を頂いた場所もそうなのですが、解体、積み重ねたり、そのような車両置場では無く、車両置場なんです。解体はしません。当社は、解体も行ってありますが、それは、許可を頂いて、別の場所で行っています。

搬入の仕方は、いっぱいの場合もあるし、少ない車両を置いている場合もあると思います。搬入は、小型車のみなので、大型で積んで来るような事はありません。ナンバーが無い場合は、仮ナンバーを付けて搬入します。

常に出入りがある訳ではありません。そんなに頻繁ではありません。小学校も近くにありますが、出来るだけ、小学校の通学の時間帯には搬入はしないようにいたします。

○議長 眞野委員 よろしいですか。

○眞野委員 進入用の道路は、破損したりした時には、対応してくれるのでしょうか、また、道路が低くなってしまうと、隣接地の住宅に雨水が入ってしまうのでは、隣接の方も、出来るだけ、自分の家の脇を通過してほしいようで、他の場所から、入って欲しいようです。隣接の住人2件ありますから、その辺も、併せて説明をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 申請人の方は、住人の方にも説明の方、お願いいたします。

○申請人 2件の住人の方にも説明に上がります。当然工事に際して、説明に上がりますが、隣接の農地の所有者の方にも、砂利等飛んで来ないようにして欲しいと、言われております。雨水は、敷地内で処理できるように対応いたします。

万が一、隣接に砂利等入った場合は、対応いたします。道については、舗装していないので、何台も通ると、輻的なものも、出来る可能性がありますので、砂利で補強して、締固め等の補強はしたいと思っております。

○議長 他にご質問ございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号第2項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手多数であります。

よって、議案第3号第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号第3項の申請人を入場させてください。

————（申請人着席）————

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

————（申請人説明）————

○申請人 申請人の■■■さんの代理人の行政書士の■■■と申します。よろしくお願
いいたします。申請につきましては、既存の道路があったのですが、法律の裏付け
のない道路だったので、今回、畑を通路として農地転用をして、宅地に入れるよう
にしたいという訳でございます。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、
お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

————（申請人退席）————

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、
何かありますか。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいた
します。

あったりしていますので、それを取りにいたり、車の停まっていない場所で、■■■■りしていますが、何日と言われてしまうと、解りませんが、そのような状況でございます。

○議長 鈴木委員

○鈴木委員 新しく■■■となる場所ですが、今日、通って来たのですが、野菜が植わっている状態ですが、これは、耕作している方と話し合いは済んでいるのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 今、耕作している方には、4月1日から耕作をしないように、お話をさせていただいております。

○議長 鈴木委員

○鈴木委員 もう一つ良いですか。■■■と言う事で、木杭と番線という形で、この字で■■■を囲むようになっていますが、木杭と番線だけだと、■■■■■は、道路に出てしまったり、また、覆われていない箇所もあるので、ちょっと危険ではないかと思うのですが。その辺はいかがでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 ■■■の安全という面では、この字型に配置している個所は、道路側になっている所に際して、飛び出さないように、配慮しております。安全かという点、■■■の、利用方法としては、道路に近くない場所で、■■■うなスペースを設けるようにしております。■■■で道路に近づかないように注意をしていくものでございます。

○議長 鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか、ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、平成30年度第12次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第5号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

議案第4号 平成30年度第12次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるところでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、1件、4筆、1,304㎡
賃貸借権の設定、11件、33筆、地積39,649㎡でございます。

詳細でございますが、議案の7ページ～10ページをお願いいたします。

申請番号1番～11番までは経営安定のため、申請番号12番は、農地中間管理事業活用のため、期間は、1年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

次の議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の11ページ～13ページをお願いいたします。

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、1農業者が、1筆、2,238㎡の農地を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま

尚、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

総会議案7ページの申請番号5番、■■■■の、年間農業従事日数が0日と記入されておりますが、これは、農業経営を開始してから、まだ1年が経過していない為、日数が確定していない事からこのような表示をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号及び議案第5号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦勞様でございます。

自己紹介をお願いいたします。

○農政課 春田 農政課の春田と申します。よろしくをお願いいたします

○議長 ありがとうございます。

それでは、審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席して下さい。

———（農政課退席）———

○議長 農政課の職員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

先に、議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、原案のとおり決定と決しました。

○議長 続きまして、議案第5号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、原案のとおり承認と決しました。
続きまして、議案第6号 農地の賃借料情報の提供（案）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第5号の説明

○事務局長 議案についてご説明いたします。
議案の14ページ～15ページをお開きください。
議案第6号 農地の賃借料情報の提供（案）につきましては、農地法第52条の規定により農地の賃借料情報を公表することについて農業委員会の承認を求めらるものでございます。
データにつきましては、平成30年1月～12月までに、農用地利用集積計画により利用権の設定がされた550筆の、農地の賃借料を元に作成しております。
以上でございます。

○議長 ただいま、議案第6号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第6号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、承認と決しました。

続きまして、議案第7号、平成31年度農作業雇用賃金等標準額（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第7号の説明

○事務局長 議案についてご説明いたします。

議案の16ページ～17ページをお開きください。

議案第7号 平成31年度農作業雇用賃金等標準額（案）につきましては、農作業の受委託を円滑にするため、農業委員会において雇用賃金等標準額を設定することについて承認を求めるものでございます。

データにつきましては、千葉県農業会議の直近の数値、平成31年度分を使用しております。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第7号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第7号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了い

たしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の18ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、資材置場用地としようとするもの1件、2筆でございます。

次に、19ページ～20ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの4件、5筆、共同住宅用地としようとするもの1件、3筆でございます。

次に、21ページ～22ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、3件、4筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、3件、8筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、1筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===